

(特別管理) 産業廃棄物処理業廃止・変更届出について

概要	事業の範囲の一部若しくは全部を廃止したとき、又は以下のことを変更したときは当該変更の日から10日(法人であって登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日)以内に変更届を提出しなければなりません。 ①氏名(名称若しくは代表者氏名)又は住所 ②役員・100分の5以上の株主又は出資者・政令使用人・法定代理人 ③事務所及び事業場の所在地 ④事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)並びにその設置場所及び構造又は規模		
届出先	久留米市 環境部 廃棄物指導課 (環境部庁舎:久留米市庄島町375番地) TEL 0942-30-9148		
届出部数	申請書2部(正・副)		
変更内容	提出書類	法人・個人の別	様式等
	産業廃棄物処理業廃止・変更届出書		省令様式第十一号
	特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書		省令様式第十七号
申請者氏名・名称・代表者氏名又は住所	住民票、登記されていないことの証明 ^{※1} 又は医師の診断書 ^{※2}	個人	届出前の3ヶ月以内に発行されたもの 住民票は本籍記載のもの
	定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書	法人	
	住所の付近見取り図(住所の変更の場合)		
法定代理人・役員(相談役や顧問等を含む)・株主又は出資者・政令使用人	欠格要件に該当しない旨の誓約書		省令様式第六号の二(第10面)
	変更する者が個人の場合 変更する者の住民票及び登記されていないことの証明 ^{※1} 又は医師の診断書 ^{※2}		届出前の3ヶ月以内に発行されたもの 住民票は本籍記載のもの
	変更するものが法人の場合 法人の登記事項証明書		
	役員変更の場合 法人の登記事項証明書	法人	
	政令使用人変更の場合 委任状及び職位証明書		
未成年の法定代理人の変更でそのものが法人の場合 当該法人の役員の住民票及び登記されていないことの証明 ^{※1} 又は医師の診断書 ^{※2}			
事業所の所在地の変更	変更後の事業所等の付近見取図		要綱様式第13号
【収集運搬業】 車両・運搬容器・事業場(車庫)等 ※運搬容器については積替え保管に係るもので、運搬容器を保管容器として使用する場合に限る。	事業計画の概要を記載した書類		省令様式第六号の二(第1~5面) ^{※3}
	追加する運搬車又は運搬容器の写真		省令様式第六号の二(第6~7面)
	変更に係る事業場(車庫)の平面図及び周辺見取図		
	変更に係る車両及び事業場(車庫)等の所有権又は使用権限を有することを証する書類		車両…自動車検査証記録事項 事業場…土地の登記事項証明書 ^{※4} 借用の場合は賃借契約書の写し又は施設使用承諾書(要綱様式第3号)
【処分業】 処理施設等 (必ず、事前に相談してください)	事業計画の概要を記載した書類		要綱様式第7号の1~5 ^{※3}
	変更に係る施設の写真		
	変更に係る施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに周辺見取図及び字図		
	変更に係る施設等の所有権又は使用権限を有することを証する書類		事業場…土地の登記事項証明書 ^{※4} 施設…売買契約書の写し等 借用の場合は賃借契約書の写し又は施設使用承諾書(要綱様式第10号)
一部廃止	(特になし)		(新許可証交付時に旧許可証を提出)
全部廃止	当該許可証(原本)		

※1 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

※2 精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書

※3 変更に係る部分に限り、変更点が分かるように記載する。

※4 発行後3ヶ月以内のもの

施設に係る変更を行う際には、必ず、事前に廃棄物指導課へ相談してください。その際は事前に予約をしてください。